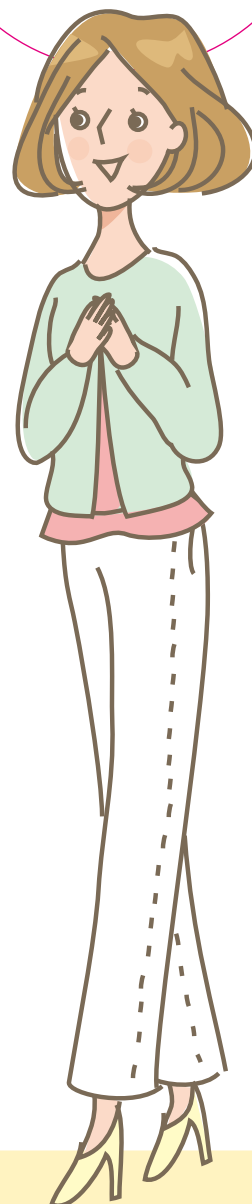


事業主の皆様へ

従業員が希望する **妊娠・出産**を 実現するために

働きながら
不妊治療を受ける
従業員へのご理解を
お願いします



我が国の平均初婚年齢は上昇傾向が続いており、平成27年には、男性が31.1歳、女性が29.4歳となっています。また、出産時の女性の年齢についても上昇しており、平成27年の第1子出産時の平均年齢は30.7歳となっています。

職場での役割が充実する時期には「いつでも子どもは持てる」と思い、妊娠・出産を後回しに考えてしまいがちですが、男性、女性ともに妊娠・出産には適した年齢があります。一般的に、高年齢での妊娠・出産は、様々なリスクが高まるとともに、出産に至る確率も低くなるのが医学的に明らかになっています。

一方で、従業員が子どもを持ちたいと考えても、「妊娠・出産すると上司や同僚に迷惑がかかるのではないか」と職場に気兼ねしたり、職場に仕事と育児の両立を支援する雰囲気がないために「出産したら仕事を辞めざるを得ないのではないか」と考えて妊娠・出産を先送りにした結果、妊娠しづらい年齢になってしまうことも考えられます。

子どもを産むのか産まないのか、いつ産むのかという判断は、当事者である従業員が自らの意思で行うものですが、希望する妊娠・出産を実現するためには、当事者はもちろんのこと、職場においても妊娠について正しく理解するとともに、従業員が働きながら安心して妊娠・出産・子育てができる職場環境作りを進めることが重要です。

このリーフレットについて

近年の晩婚化等を背景に不妊治療を受ける夫婦が増加しており、働きながら不妊治療を受ける方は増加傾向にあると考えられます。また、仕事と不妊治療との両立に悩み、やむを得ず退職する場合も多いと言われています。

不妊治療を受ける方は、一定の職務経験を積んだ年齢層の従業員であることも多く、企業の貴重な戦力であると考えられます。こうした人材を失うことは、企業にとって大きな損失です。仕事と不妊治療の両立について職場での理解を深め、従業員が働きやすい環境を整えることは、有能な人材の確保という点で企業にもメリットがあるはずです。

このリーフレットは、職場内で不妊治療への理解を深めていただくために、不妊治療の内容や職場での配慮のポイント、仕事と治療の両立に役立つ制度などを紹介するものです。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

1 不妊治療について

1 不妊の原因はさまざま

不妊の原因は、女性だけにあるわけではありません。男性に原因があることもありますし、検査をしても原因がわからないこともあります。

女性に原因がなくても、女性の体には、治療に伴う検査や投薬などにより大きな負担がかかります。

2 不妊治療は長期間にわたることも

検査によって、不妊の原因となる疾患があるとわかった場合は、原因に応じて薬による治療や手術を行い、医師の指導のもとで妊娠を目指します。これらの治療を行っても妊娠しない場合は、卵子と精子を取り出して体の外で受精させてから子宮内に戻す「体外受精」や「顕微授精」へと進みます。

不妊治療は、妊娠・出産まで、あるいは、治療をやめる決断をするまで続きます。年齢が若いうちに治療を開始したほうが、妊娠に至るまでの治療期間が短くなる傾向がありますが、「いつ終わるのか」を明らかにすることは困難です。治療を始めてすぐに妊娠する人もいれば、何年も治療を続けている人もいます。

3 体外受精、顕微授精には頻繁な通院が必要となるが、1回の治療にかかる時間はわずか

体外受精、顕微授精を行う場合、投薬、ホルモン値などのチェック、採卵、胚移植など頻繁な通院が必要となりますが、排卵周期に合わせた通院が求められるため、あらかじめ治療の予定を立てることは困難です。また、治療には、連日の注射や痛みを伴う採卵など、身体的・精神的に大きな負担を伴います。ただし、治療そのものは比較的短時間で済む場合がほとんどです。

(参考1) 体外受精の一連の流れと所要日数・時間のめやす

治療内容		所要日数・時間	体への影響など
採卵まで	点鼻薬	10～14日間 ※自己投与	超音波やホルモン値検査により卵胞の発育をチェックしながら、卵胞を育てるための点鼻薬と注射を並行して行う。成熟したら排卵誘発剤を注射する。 副作用として、腹痛や吐き気、下腹部の張りを感じたり、卵巣が腫れて腹水が溜まってしまう「卵巣過剰刺激症候群（OHSS）」という症状が出ることもある。
	注射	8～10日間 ※ホルモン値により自己注射も選択可能な場合がある	
	超音波検査 血液検査	4～5回 (1回30分程度)	
採卵		0.5～1日	採卵は短時間で終わるが、採卵後は数時間（麻酔下で採卵した場合、麻酔が覚めるまで）安静にする必要がある。卵巣に針を刺して卵胞を採取するため、人によっては採卵後に痛みが続いたり、体調を崩すこともある。
胚移植		1時間程度	受精させた受精卵（胚）を子宮内に移植
移植後	内服薬	10～14日間	受精卵の着床を助けるための黄体ホルモンの補充。「卵巣過剰刺激症候群（OHSS）」の症状が悪化する場合がある。
	注射	2～3回 (1回30分程度)	
妊娠確認		15分程度	移植からおおむね2週間後に判定

注1 治療の内容や進め方には個人差があります。

注2 「所要日数・時間」欄の太枠は仕事を休んで通院する必要がある日数・時間です。

注3 上記の時間には通院時間や待ち時間は含まれていません。医療機関や検査の種類によっても所要時間は異なります。

不妊に悩む方への国の支援策についてはこちらをご覧ください。

[厚生労働省ホームページ]

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047270.html>

2 職場における取組について

1 職場ではプライバシーの保護に配慮を

不妊や不妊治療に関することは、その従業員のプライバシーに属することです。従業員自身から相談や報告があった場合でも、本人の意思に反して職場全体に知れ渡ってしまうことなどが起こらないよう、プライバシーの保護に配慮する必要があります。

また、職場での従業員の意に反する性的な言動（性的な事実関係を尋ねる、性的な冗談やからかい等）は、セクシュアルハラスメントになる可能性がありますので注意が必要です。

2 こんな制度があれば両立しやすい

不妊治療は、頻繁に通院する必要があるものの、1回の治療にそれほど時間がかかるわけではありません。このため、

- 通院に必要な時間だけ休暇を取ることができるよう、年次有給休暇を時間単位で取得できるようにする^(注)
- 不妊治療目的で利用できるフレックスタイム制を導入して、出退勤時刻の調整ができるようにする

など、柔軟な働き方を可能とすることによって仕事との両立をしやすくする取組のほか、不妊治療のための休暇（休職）制度を設けたり、治療費の補助や融資を行うなど、独自の取組を行っている企業もあります。

（注）使用者は、労使協定を締結することにより、1年に5日分を限度として時間単位で年次有給休暇を与えることができます（労働基準法第39条第4項）

企業が行う独自の取組例（年次有給休暇以外の休暇制度）

- 不妊治療を目的とした休暇制度を導入する
- 多目的休暇の取得事由に不妊治療を追加する
- 失効した年次有給休暇を積み立てて使用できる「積立（保存）休暇」の使用理由に不妊治療を追加するなど



※次ページに参考2として「就業規則の規定例」を掲載しています。➡

(参考2) 就業規則の規定例

企業独自の休暇の取得事由に不妊治療を含める場合の規定例

(ファミリーサポート休暇)

第〇条 会社は社員が次の各号のいずれかの事由により休暇を請求したときは、年〇日を限度に休暇を与える。

- ① 配偶者出産（出産当日前後各4週間以内）
- ② 家族看護（配偶者及び2親等以内の者。ただし小学校就学前の子を除く。）
- ③ 家族の疾病予防または検診（配偶者及び2親等以内の者。ただし小学校就学前の子を除く。）
- ④ 子の学校行事への参加（保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校およびこれに準ずる学校）
- ⑤ 不妊治療

2 前項の休暇の合計日数のうち、〇日は出勤扱いとし、これを超える日数は公休扱いとする。

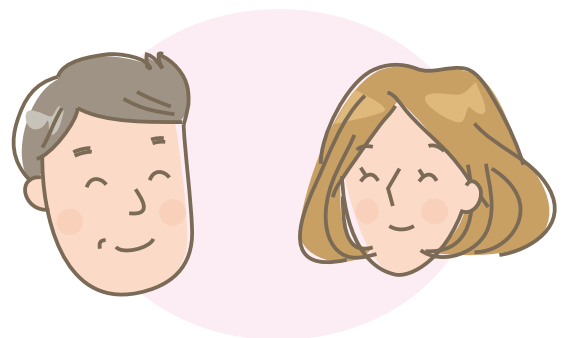
不妊治療のみを対象とした休暇制度とすると、治療していることを勤務先に知られたくないと考える従業員が利用しづらくなることから、病気（傷病）休暇として取り扱い、具体的な治療内容までは問わないなどの工夫をすることで、利用しやすい制度としている例もあります。

病気休暇として取り扱う場合の規定例

(病気休暇の規定に、以下の項を追加)

第〇項 社員が不妊治療を行うため入院または通院する場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときには、一の年において〇日の範囲内の期間を病気休暇として取り扱う。

いずれも、申請内容に係る従業員のプライバシーを保護し、従業員が安心して妊娠、出産し、勤務を継続することができる職場環境の整備に配慮しましょう。



このリーフレットに関する問い合わせ先

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課 03-5253-1111（内線 7855）